

西宮市立高木北小学校いじめ防止基本方針

西宮市立高木北小学校

1 本校の方針

本校は、平成28年4月1日に高木小学校から分離して設立され、開校10年目を迎える。『共に語り、共に考え、共に創る』を学校教育目標としている。学校が地域の核となり、学校・家庭・地域がつながり、道徳・人権教育、特別支援教育を学級・学年・学校経営の基盤に据え、知・徳・体のバランスのとれた子の育成に取り組む。

児童が自分で考えて行動し、諸活動に全力で取り組み、豊かな人間関係の中で安心して生き生きと学ぶことができるよう、確かな学級経営を行い、研修により教職員の対応能力や資質向上を図る。そして、学年・全校体制で児童をきめ細かく見守り、家庭や地域、関係機関と連携・協働体制を築いて、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために、日常の指導体制を定めていじめの未然防止を図り、その早期発見・早期対応に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するために、「いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

本校は、公共交通機関の要所にある立地上、転出入児童が年度の途中でも多く、地域社会の絆や人間関係が希薄になりがちである。そこで、集団登校、縦割り活動、あいさつ推進などで、児童の自尊心や愛校心、規範意識、つながり、思いやりの心を育む取組を進めていく。また、全家庭や地域住民がさまざまな支援をして児童を見守っている。集団登校の見守りや学校ボランティア活動、スポーツ活動、地域行事などで学校教育に側面から協力し、児童の様子を見守り、成長を支援してもらっている。学校は、学校運営協議会を中心に地域等の諸会議で学校の現状を説明し、課題を協議し、情報共有し、教育活動のさらなる充実を図る。また、幼・保・小連携、小中一貫教育を通し、児童の育ちや状況を確実に引き継ぐように取り組む。

いじめについては、いじめはどの子供にもどの学級でも起こりうるとの認識の下、平素から学年・学校体制を強固にし、「いじめ発見・対応システム」を構築し、組織的対応を進める。多くの教職員の目で見て、児童の学校生活や家庭生活の状況、些細な変化を敏感にキャッチして情報を共有し、積極的にいじめを認知し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。担任・学年・生徒指導・管理職・関係機関への報告・相談の道筋も徹底していく。

教職員が児童とともに家庭・地域の協力を得て、いじめを抑止して人権を守る土壌をつくり、いじめを許さない学校づくりを推進し、以下の体制を構築し取組を推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制等の校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを逃さないために早期発見のための生活アンケートを含む「いじめ発見・対応システム」を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関 **別紙 2** 「いじめ発見・対応システム」

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの未然防止のための取組、早期発見の在り方、教職員の資質能力向上を図る校内研修などを示した、年間指導計画を別に定める。

別紙 3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた緊急時の組織的対応を別に定める。

別紙 4 緊急時の組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、例えば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

さらに、児童や保護者からいじめられているという申立てがあったときは学校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)等を加えた組織「いじめ対応チーム」で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する「学校問題解決支援チーム」に相談し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

家庭・地域から信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報の発信に努めてきた。いじめ防止等についても、家庭・地域とともに取り組む必要があるため、策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学年・学級懇談会、個人懇談、相談期間をはじめ学校運営協議会やPTA 各種会議、高木地区青少年愛護協議会定例会議などあらゆる機会を利用して保護者や地域への発信

に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から学校運営協議会委員の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について、保護者や地域の意見を積極的に収集するように留意する。

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場環境
- ・保護者・地域との連携

いじめ対応チーム

臨時開催

【構成員】 校長、教頭、生徒指導担当、主幹教諭、学年主任、担任、該当学年教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SC、SSW など

いじめ認知⇒早期解決への取組

- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮児童への全校体制
- ・保護者への対応

いじめ対策委員会

定期開催

【構成員】 校長、教頭、生徒指導担当、主幹教諭、校内支援担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、人権教育担当、教育課程担当

いじめ認知⇒解決への方針

- ・基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修の企画・実施

未然防止

- 学習指導・学級経営の充実
 - ・学習規律・生活規律づくり
 - ・学び合う、共感し合う集団づくり
 - ・分かる授業づくり・教師の資質向上
- 特別活動の充実
 - ・学級活動の充実
 - ・行事への主体的参加
- 教育相談の充実
 - ・面談の定期開催
 - ・SC、SSW の活用
- 特別支援教育・人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
- 情報教育の充実
 - ・情報モラルの指導の充実
- 保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開、授業参観・懇談の実施
 - ・地域行事への積極的参加

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察による気づき
 - ・養護教諭からの情報
 - ・児童・保護者・地域からの情報
 - ・登下校指導
 - ・休み時間の観察
 - ・生活アンケート、遊びの調査の実施
 - ・面談における情報(児童・保護者)
- 相談体制の確立
 - ・教育相談窓口の設置・周知
 - ・SC、SSW の活用
- 情報の共有
 - ・報告・連絡・相談の徹底
 - ・職員会議等での全職員の情報共有
 - ・要配慮児童の実態把握
 - ・次年度への引き継ぎ事項の徹底

「いじめ発見・対応システム」(観察・アンケート・調査)

【いじめ発見・対応のシステム】(観察・アンケート・調査)

1、担任等による日常生活の観察。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 机を離されている | <input type="checkbox"/> プロレス技・馬乗り等を一方的にやられている |
| <input type="checkbox"/> 仲間はずれにされている | <input type="checkbox"/> 必要以上に責められている |
| <input type="checkbox"/> 発表すると冷やかされる | <input type="checkbox"/> いやな仕事を押し付けられている |
| <input type="checkbox"/> ものを壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 児童の表情 …… など |

2、児童の実態を様々な角度からつかむため、「生活アンケート」を6月・11月・2月に実施。

【手順】

- (1) 緊急度を把握するために、「お金を出せと言われて取られたことがありますか」等の問いに対し、「ある」「ない」のみでなく、「1・2回」「3・4回」「5回以上」と記し、丸をつけさせる。(数字が物語る)
- (2) 1分以内で終わるアンケートとする。5～10問程度。
- (3) 「先生に知ってほしいことがあったら自由に書いてください」などの、「その子が時間をかけて書いている、すなわちいじめを受けたり、知っていたりすることが周りに分かってしまう」項目は入れない。
- (4) 被害児童への配慮として、集め方も工夫する。
例：教師が大きな袋を持って立ち、その中に、アンケートを二つ折りにして入れさせる。子どもの見ている前で袋にガムテープを巻いて封をする(教室に置いたままにはしない)など。
- (5) 該当児童から詳しく聞き取り、事実関係を把握する。
- (6) 学級担任からあがってきたものを、学年ですべてチェックし、対応を協議する。
- (7) いじめと判断した場合もしくはいじめが疑われる場合は、その日のうちに管理職と生活指導担当に報告する。
- (8) 基本的には学年生活指導を中心に、24時間以内に学年で対応策を考え、取り組み、検証、解決していく。場合によっては、いじめ対応チームで対応策考え、取り組み、検証、解決へ。(管理職が解決を確認)
- (9) 解決後も学年会・生活指導部会・職員会議で定期的にその児童の状態を交流するものとする。

3、学級担任、学年教師が気になる様子もしくは一人で過ごしていた児童を把握するために「遊びの調査」を5月・10月・1月に実施。

【手順】

- ① 上記の期間の中で、業間休みか昼休みに児童の様子を観察し、気になる様子もしくは一人で過ごしていた児童を名簿などで記録。
- ② 三日間とも気になる様子もしくは一人で過ごしていた児童を「遊びの調査」プリントに記入。
- ③ 学年生活指導を中心に、学年会で交流し、対応策を考える。
- ④ 解決するまで、対応策→検証→評価→対応策のサイクルを繰り返す。
- ⑤ 学年生活指導が解決を確認する。

以上の「観察」「アンケート」「調査」の中で、担任等による日常生活の「観察」を特に大切にす。

2025年度 1 学期 高木北小学校 生活アンケート

()年()組()番 名前()

1学期の始業式から今日までに、次のようないやな経験をしたことがありますか？

(このアンケートは成績などには一切関係がありません。)

あてはまるものに○をつけましょう。(ただし、解決していることは書けません。)

①理由もなく、なぐられたり、けられたりしたことがありますか？

ない / ある (1・2回 3・4回 5回以上)

②先生や大人の人がない所で、いやなことをされたり、悪口を言われたりしたことがありますか？

ない / ある (1・2回 3・4回 5回以上)

③「○○さん、○○君と遊ぶのやめよう」と、仲間はずれにされたことがありますか？

ない / ある (1・2回 3・4回 5回以上)

④上ぐつやエンピツなどを、かくされたことがありますか？

ない / ある (1・2回 3・4回 5回以上)

⑤「おごれよ」と言って、無理やりおごらされたことがありますか？

ない / ある (1・2回 3・4回 5回以上)

⑥他人の悪口を言って侮辱したり、人の物をかくしたり、お金をおどしとったり、なぐったりすることが、警察につれていかれる犯罪だということを知っていましたか？

知っていた / 知らなかった

ヤングケアラーについて教えてください。どちらかに○をつけてください。

⑦あなたは、おとなの代わりに 家族(病気の家族、おじいちゃんやおばあちゃん、妹や弟など)のお世話や家の用事などを ほとんど毎日していますか？

していない⇒質問は終わりです / している⇒②、③の質問に答えてください

⑧家族のお世話や家の用事のために、自分のこと(遊びや勉強など)をする時間が ないと思いますか？

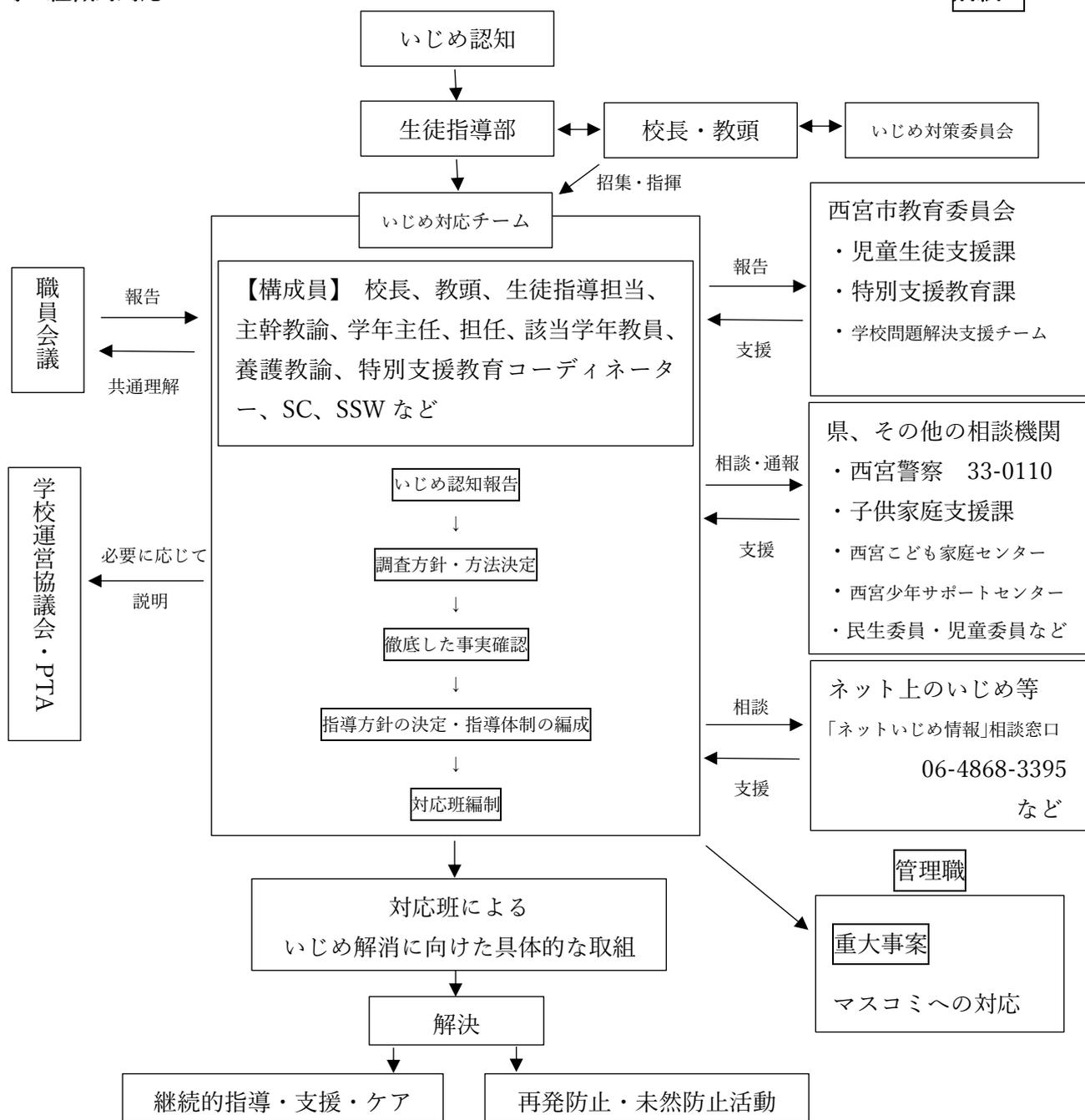
思う / 思わない

⑨家族のお世話や家の用事などを いっしょにしてくれる人や あなたの気持ちを話せる人は いますか？

いる / いない

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	
4月	いじめ対策委員会 指導方針計画作成提案	学級づくり	参観・学級懇談会 校外児童会 家庭訪問	
5月	生徒指導・校内支援・特別支援教育部会 人権教育・道徳部会 事案発生時 いじめ対応チーム 緊急職員集合 職員会議	校内支援全体会	家庭訪問 遊びの調査①	
6月		オープンスクール 学校運営協議会 人権教育地区別研修会	生活アンケート① オープンスクール	
7月		カウンセリングマインド 研修 民生委員懇談会	個人懇談会	
8月		特別支援教育研修 人権教育研修 情報教育研修 防災教育研修 いじめ研修	生活の観察	
9月		コンサルテーション	人権参観・懇談会	
10月		人権教育地区別研修会	生活アンケート②	
11月		学校保健委員会 学校運営協議会	遊びの調査②	
12月			個人懇談会	
1月		防災学習週間 人権教育地区別研修会	遊びの調査③	
2月		入学・進学前の連絡会 学校見学会 学校運営協議会	生活アンケート③ 参観・学級懇談会	
3月		いじめ対策委員会 本年度のまとめ	校内支援全体会	校外児童会

<p>未然防止に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学前・後に中学校と、入学前・後に幼稚園・保育所と情報交換をする。 ・居場所のある、いじめを許さない学校・学級づくりを進める。 ・ノーチャイム、あいさつ運動、異年齢交流、校外児童会などに取り組み、思いやりや集団所属意識、自主・自律の心を育てる。 ・教育環境を整え、休み時間の巡回指導も実施する。 ・教員の人権意識や専門性を高める研修を実施する。 ・学年園や一人一鉢の栽培(低学年)、平和学習・福祉学習などの学習、環境体験や自然学校などの体験活動を通して児童の感性を磨き、心の安定を得る。
<p>早期発見に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートと遊びの調査は、年3回実施する。 ・平素より学年体制で児童をきめ細かくみて、情報交換・共通理解を確実にする。 ・個人懇談だけでなく、学級懇談会や校外児童会など、さまざまな場面でより多くの大人の目を見て、早期発見に取り組む。



- 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
 - ・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取り確認する。
 - ・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
 - ・被害者の意向に十分配慮して対応する。
- 双方の保護者と関係教職員を交えて、関係改善を行うとともに、周囲への指導も行う。